

令和5年3月八戸市議会定例会

提 出 議 案

3 月市議会定例会に付議すべき事件

議案第 1 号	令和 5 年度八戸市一般会計予算	別冊
議案第 2 号	令和 5 年度八戸市自動車運送事業会計予算	別冊
議案第 3 号	令和 5 年度八戸市立市民病院事業会計予算	別冊
議案第 4 号	令和 5 年度八戸市下水道事業会計予算	別冊
議案第 5 号	令和 5 年度八戸市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 6 号	令和 5 年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計予算	別冊
議案第 7 号	令和 5 年度八戸市都市計画土地区画整理事業特別会計予算	別冊
議案第 8 号	令和 5 年度八戸市学校給食特別会計予算	別冊
議案第 9 号	令和 5 年度八戸市駐車場特別会計予算	別冊
議案第 10 号	令和 5 年度八戸市中央卸売市場特別会計予算	別冊
議案第 11 号	令和 5 年度八戸市霊園特別会計予算	別冊
議案第 12 号	令和 5 年度八戸市介護保険特別会計予算	別冊
議案第 13 号	令和 5 年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計予算	別冊
議案第 14 号	令和 5 年度八戸市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 15 号	令和 5 年度八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	別冊
議案第 16 号	令和 5 年度八戸市産業団地造成事業特別会計予算	別冊
議案第 17 号	令和 4 年度八戸市一般会計補正予算	別冊
議案第 18 号	令和 4 年度八戸市自動車運送事業会計補正予算	別冊
議案第 19 号	令和 4 年度八戸市立市民病院事業会計補正予算	別冊
議案第 20 号	令和 4 年度八戸市下水道事業会計補正予算	別冊

議案第21号	令和4年度八戸市国民健康保険特別会計補正予算	別冊
議案第22号	令和4年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計補正 予算	別冊
議案第23号	令和4年度八戸市都市計画土地区画整理事業特別会 計補正予算	別冊
議案第24号	令和4年度八戸市学校給食特別会計補正予算	別冊
議案第25号	令和4年度八戸市駐車場特別会計補正予算	別冊
議案第26号	令和4年度八戸市中央卸売市場特別会計補正予算	別冊
議案第27号	令和4年度八戸市霊園特別会計補正予算	別冊
議案第28号	令和4年度八戸市介護保険特別会計補正予算	別冊
議案第29号	令和4年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計 補正予算	別冊
議案第30号	令和4年度八戸市後期高齢者医療特別会計補正予算	別冊
議案第31号	令和4年度八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特 別会計補正予算	別冊
議案第32号	令和4年度八戸市産業団地造成事業特別会計補正予 算	別冊
議案第33号	人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求 めることについて	7
議案第34号	八戸市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制 定について	11
議案第35号	八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例の制定について	13
議案第36号	新大橋整備工事（その4）請負の一部変更契約の締 結について	15
議案第37号	損害賠償の額を定めることについて	17

議案第38号	八戸市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	19
議案第39号	八戸市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	23
議案第40号	八戸市行政不服審査条例の一部を改正する条例の制定について	27
議案第41号	八戸市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について	31
議案第42号	八戸市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	35
議案第43号	八戸市職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について	37
議案第44号	八戸市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	41
議案第45号	八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	43
議案第46号	八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を改正する条例の制定について	45
議案第47号	八戸市博物館条例の一部を改正する条例の制定について	47
議案第48号	八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	49
議案第49号	八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	53
議案第50号	八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について	57
議案第51号	八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	61

議案第52号	八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	65
議案第53号	八戸市遺児入学卒業祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について	69
議案第54号	八戸市子ども医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について	71
議案第55号	八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	73
議案第56号	八戸市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について	77
議案第57号	八戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	81
議案第58号	八戸市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	83
議案第59号	包括外部監査契約の締結について	85
議案第60号	青森県市町村総合事務組合への加入に関する協議について	87

議案第33号

人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
人権擁護委員の候補者に別紙の者を推薦することについて意見を求める。

令和5年2月22日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

2人の委員の任期満了に伴う後任の委員の候補者を推薦することについて意見を求めるものである。

氏名 橋向久美子
鈴木稔

議案第34号

八戸市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市企業立地促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月22日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

3月限りで失効する企業立地促進のための奨励金交付制度を5年間延長するためのものである。

八戸市企業立地促進条例の一部を改正する条例

八戸市企業立地促進条例（昭和59年八戸市条例第30号）の一部を次のように改正する。
附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第35号

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月22日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、児童福祉施設の長の権限の見直しに伴う所要の改正をするためのものである。

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成
26年八戸市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第50条及び第51条第3項中「及び第23条」を「、第23条から第25条まで及び第27条」に改め
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第36号

新大橋整備工事（その4）請負の一部変更契約の締結について
新大橋整備工事（その4）の請負について、別紙のように一部変更契約を締結する。

令和5年2月22日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

先に請負契約を締結した新大橋整備工事（その4）について、設計変更により契約額を変更するためのものである。

契約額「699,061,000円」を「734,393,000円」に変更する。

議案第37号

損害賠償の額を定めることについて
医療事故に係る損害賠償の額を別紙のとおり定める。

令和5年2月22日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和2年10月20日に市民病院で行った脳動脈瘤クリッピング術に係る医療事故について、
損害賠償の額を定めるためのものである。

- 1 金額 3,000,000円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

議案第38号

八戸市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月22日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

個人情報保護制度との均衡を図るため、不開示情報及び実施機関に係る規定の整備をするものである。

八戸市情報公開条例の一部を改正する条例

八戸市情報公開条例（平成14年八戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び議会」を「、議会の議長及び財産区」に改め、同条第2号中「が職務上」を「（議会の議長が実施機関である場合にあっては、議会の事務局の職員。以下この号において同じ。）が職務上」に、「実施機関が」を「実施機関（議会の議長が実施機関である場合にあっては、議会）が」に改める。

第5条中「当該実施機関」の次に「（議会の議長が実施機関である場合にあっては、議会）」を加える。

第7条第1号を削り、同条第2号中「記述等」の次に「（文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）」を加え、同号ア中「法令等」を「法令若しくは他の条例（以下「法令等」という。）」に改め、同号ウ中「、氏名」を削り、同号を同条第1号とし、同条第3号中「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」を「次に掲げる」に改め、同号ただし書中「、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から」を削り、同号に次のように加える。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関（議会の議長が実施機関である場合にあっては、議会）の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

第7条中第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第6号中「当該事務」の次に「又は事業の性質上、当該事務」を加え、同号を同条第5号とし、同条第7号を削る。

第8条第2項中「前条第2号」を「前条第1号」に改める。

第9条中「（第7条第1号に該当する情報を除く。）」を削る。

第13条第2項第1号中「第7条第2号イ、同条第3号ただし書又は同条第7号ただし書」を「第7条第1号イ又は同条第2号ただし書」に改める。

第19条中「当該実施機関」の次に「（議会の議長が実施機関である場合にあっては、議会）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の八戸市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後になされた開示請求（八戸市情報公開条例第6条第1項に規定する開示請求をいう。以下同じ。）について適用し、同日前になされた開示請求については、なお従前の例による。

議案第39号

八戸市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
八戸市個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月22日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるためのものである。

八戸市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、自動車運送事業管理者、病院事業管理者及び財産区をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。第4条第2項及び第3項において「令」という。）において使用する用語の例による。

(開示決定等の期限に関する特例)

第3条 実施機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「15日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「45日以内」と、「同条第1項」とあるのは「八戸市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年八戸市条例第 号）第3条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(開示請求に係る手数料等)

第4条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において実施機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項及び次項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、法第87条第1項の規定による写しの交付により保有特定個人情報（実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいい、地方公共団体等行政文書に記録されているものに限る。）の開示を受ける者について経済的

困難その他特別の理由があると認めるときは、当該保有特定個人情報の写しの交付に要する費用の額を減額し、又は免除することができる。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

(施行の状況の公表)

第5条 市長は、毎年度、実施機関における法の施行の状況を公表しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(八戸市個人情報保護条例の廃止)

第2条 八戸市個人情報保護条例(平成17年八戸市条例第175号)は、廃止する。

(八戸市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の八戸市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第12条の規定による職務上知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者
- (2) この条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

2 次に掲げる者に係る旧条例第13条第3項の規定による旧条例第6条第1項に規定する個人情報取扱事務(以下「旧個人情報取扱事務」という。)に関して知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行前において旧実施機関から委託を受けた旧個人情報取扱事務に従事していた者
- (2) この条例の施行前において旧実施機関が指定管理者に行わせていた旧個人情報取扱事務に従事していた者

3 この条例の施行の日前に旧条例第14条、第25条又は第31条の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第7号に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)の開示(これに係る旧条例第24条に規定する費用負担を含む。)、訂正及び利用停止につい

ては、なお従前の例による。

- 4 第1項各号又は第2項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第9号に規定する個人情報電算ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 5 前項に規定する者が、その職務上又は委託を受けた旧個人情報取扱事務若しくは指定管理者に行わせていた旧個人情報取扱事務に関して知り得た旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 6 前2項の規定は、当市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第40号

八戸市行政不服審査条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市行政不服審査条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月22日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

個人情報保護に関する法律及び八戸市議会の個人情報保護に関する条例の規定による開示決定等に係る審査請求についての調査審議を行政不服審査会の処理する事項に加え、当該調査審議の手続を定めるとともに、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市行政不服審査条例の一部を改正する条例

八戸市行政不服審査条例（平成28年八戸市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。次条において同じ」を削る。

第3条第1項中「次項及び第12条において」を「以下」に改める。

第4条第2項中「及び八戸市個人情報保護条例（平成17年八戸市条例第175号）」を「並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び八戸市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年八戸市条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）」に改める。

第10条第1号中「以下」の次に「この条、次条及び第12条において」を加える。

第14条を第18条とし、第13条を第17条とし、第12条の次に次の4条を加える。

（個人情報の保護に係る審査請求についての調査審議の手続）

第13条 審査会が行う個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項及び議会個人情報保護条例第45条第1項の規定による諮問に係る調査審議（以下「個人情報保護に係る審査請求についての調査審議」という。）については、法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第5章第1節第2款（法第74条にあっては個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用される法第81条第3項において準用する法第74条とし、法第78条にあっては同条第1項の規定による交付の求めに係る部分を除く。）に定めるところによるほか、次条から第16条までに定めるところによる。

2 個人情報保護に係る審査請求についての調査審議には、前3条の規定は、適用しない。

3 次条から第16条までの規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 諮問実施機関 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（八戸市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年八戸市条例第 号）第2条第1項に規定する実施機関をいう。）又は議会個人情報保護条例第45条第1項の規定により審査会に諮問をした議会の議長をいう。

(2) 保有個人情報 個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に記録されているもの又は議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。

（審査会の調査権限）

第14条 審査会は、審査請求に関する事項について調査審議を行うために必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求に係る保有個人情報の提示を求めることができる。

この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第15条 審査会は、前条第3項の規定による資料の提出又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用される法第81条第3項において準用する法第74条若しくは同項において準用する法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったとき（諮問実施機関が議会の議長である場合にあっては、当該主張書面又は当該資料に相当するものの提出があったとき）は、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（法第38条第1項に規定する電磁的記録をいう。以下この項において同じ。））にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料又は主張書面を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人又は諮問実施機関をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付しなければならない。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められる場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

- 2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

（調査審議手続の非公開）

第16条 審査会の行う個人情報保護に係る審査請求についての調査審議の手続は、公開しない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第41号

八戸市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市事務分掌条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月22日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

市が実施する各種事業の推進体制の強化を図るため、各部の再編により危機管理部、商工労働まちづくり部、観光文化スポーツ部、こども健康部及び市民環境部を新設するとともに、各部の所管する事務の見直しをするものである。

八戸市事務分掌条例の一部を改正する条例

八戸市事務分掌条例（昭和29年八戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中第2号を削り、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 危機管理部

第1条第5号を次のように改める。

(5) 商工労働まちづくり部

第1条中第8号を削り、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 観光文化スポーツ部

第1条第9号及び第10号を次のように改める。

(9) こども健康部

(10) 市民環境部

第2条中第2号を削り、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 危機管理部

ア 危機管理に関すること。

イ 防災及び災害対策の総括に関すること。

第2条第5号中「商工労働観光部」を「商工労働まちづくり部」に改め、同号エ中「観光」を「まちづくり」に改め、同号に次のように加える。

オ 中心市街地の活性化に関すること。

第2条第8号を削り、同条第7号中「社会福祉に関すること。」を削り、同号に次のように加える。

ア 社会福祉に関すること。

イ 介護保険に関すること。

第2条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 観光文化スポーツ部

ア 観光に関すること。

イ 文化に関すること。

ウ スポーツに関すること。

第2条第10号を削り、同条第9号中「市民防災部」を「市民環境部」に改め、同号中ウからオまでを削り、カをウとし、キをエとし、同号に次のように加える。

オ 環境施策の企画及び調整に関すること。

カ 環境保全及び公害防止に関すること。

キ 廃棄物の処理及び清掃に関すること。

第2条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) こども健康部

ア 児童福祉及び子育て支援に関すること。

イ 保健衛生に関すること。

第2条第12号に次のように加える。

オ 下水道に関すること。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第42号

八戸市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月22日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

福祉業務の体制充実のため福祉事務所の定数を増やすとともに、休職者が復職した場合において定数外に置く職員に係る規定の整備をするためのものである。

八戸市職員定数条例の一部を改正する条例

八戸市職員定数条例（昭和24年八戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項の休職者が復職した場合において、職員の員数が前条の定数を超えるときは、その定数を超える員数の職員は、1年を超えない期間に限り、同条の定数外に置くことができる。別表中「165」を「198」に、「1,186」を「1,219」に、「2,767」を「2,800」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第43号

八戸市職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月22日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

人事評価の結果等を事由とする職員の降給について規定の整備をするためのものである。

八戸市職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

八戸市職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例（昭和26年八戸市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び」の次に「降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに」を加え、「次条」を「次条第1項」に改める。

第4条に次の1項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、任命権者は、職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該職員を降格することができる。

(1) 次に掲げる場合のいずれかに該当するとき

ア 法第23条の2第1項の人事評価の結果が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、勤務実績がよくない状態がなお改善されないとき（その職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められる場合に限る。）。

イ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、その職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（降号の事由）

第5条 任命権者は、職員の法第23条の2第1項の人事評価の結果が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、勤務実績がよくない状態がなお改善されないとき（その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合に限る。）は、当該職員を降号することができる。

附則第4項中「第5条第2項」を「第6条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第44号

八戸市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月22日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

感染症業務手当及び福祉業務手当の額を改定するとともに、福祉業務手当の支給の対象となる職員の範囲を拡大し、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

八戸市職員の特殊勤務手当支給条例（昭和33年八戸市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号中「260円」を「290円」に改める。

第8条第1項第2号中「高齢者、障がい者等」を「児童、高齢者又は障がい者」に改め、同条第2項第2号中「180円」を「290円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第45号

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月22日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地域スポーツ・文化活動検討協議会を設置するためのものである。

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例

八戸市附属機関設置条例（平成25年八戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表の2 八戸市通学区域審議会の項の次に次のように加える。

八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会	中学校部活動の円滑な地域移行に向けた新たな地域スポーツ・文化活動の環境の整備に関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。
---------------------	--

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「通学区域審議会の委員」を

「通学区域審議会の委員

に改める。

地域スポーツ・文化活動検討協議会の委員」

議案第46号

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月22日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

小中学生の観覧料を無料とするためのものである。

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を改正する条例

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例（平成23年八戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中学生・小学生の項を削り、同表に備考として次のように加える。

備考 中学生以下の者は、無料とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第47号

八戸市博物館条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市博物館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月22日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

小中学生の入館料及び入場料を無料とするとともに、博物館法の一部改正に伴う所要の改正をするためのものである。

八戸市博物館条例の一部を改正する条例

八戸市博物館条例（昭和58年八戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「第18条の規定に基づき、博物館」を「第2条第1項に規定する博物館（以下「博物館」という。）」に改める。

別表を次のとおり改める。

別表（第6条関係）

入館料及び入場料

区分		個人	20人以上の団体 （1人につき）
八戸市博物館	一般	円 250	円 130
	大学生・高校生	150	80
八戸市南郷歴史民俗資料館	一般	150	100
	大学生・高校生	100	50
根城本丸	一般	250	130
	大学生・高校生	150	80

備考

- 1 中学生以下の者は、無料とする。
- 2 共通券により八戸市博物館及び根城本丸に入館し、及び入場しようとする者（個人に限る。）の入館料及び入場料の合計額は、一般400円及び大学生・高校生240円とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第48号

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の
制定について

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

令和5年2月22日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、児童の安全の確保を図る
ために必要な措置等を講ずるとともに、非常時における対応の強化並びに他の社会福祉施設
を併設する場合の保育所の設備及び職員の基準の緩和をし、衛生管理等について所要の改正
をするためのものである。

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第1条 八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第2条 八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第13条を次のように改める。

(業務継続計画の策定等)

第13条 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附則第2項中「乳児4人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」の次に「（以下この項において「看護師等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第7条の2（保育所に係るものを除く。）の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

3 この条例による改正後の条例第7条の3第2項の規定の適用については、保育所において児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて同項の規定による児童の所在の確認を行わなければならない。

議案第49号

八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月22日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、非常時における対応を強化するとともに、他の社会福祉施設を兼ねる場合の設備及び職員の基準等を緩和し、児童福祉施設の長の権限の見直しに伴う所要の改正をするためのものである。

八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第1条 八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「から第13条まで」を「、第12条」に改め、同項の表第13条の項を削り、同表第39条の項中「園長」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長」に改める。

第2条 八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「、第12条」を「から第13条まで」に改め、同項の表第12条の項の次に次のように加える。

第13条第1項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）
	及び	並びに

第13条第1項の表第20条第1項の項中「（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）」を削り、同条第2項中「同条中」を「同条第1項中」に改め、「社会福祉施設等」と、」の次に「同条第2項中」を、「便所」と」の次に「、「保育所の設備及び職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員を兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備を兼ねる場合であって、」と」を加える。

附則第11項中「前2項」を「附則第9項から前項まで」に、「又は」を「、」に、「認める者を」を「認める者又は看護師等を」に、「並びに」を「、」に、「の総数」を「並びに看護師等の総数」に改め、同項を附則第13項とし、附則第10項の次に次の2項を加える。

11 第5条第3項の表備考第1項に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同項に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

12 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基

づく教育に従事してはならない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

議案第50号

八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月22日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、自動車を運行する場合の子どもの所在確認の方法を定めるとともに、職員の配置基準を緩和し、教育及び保育の内容について所要の改正をするためのものである。

八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年八戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 3 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第9条中第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、第6項の次に次の2項を加える。

- 7 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。
- 8 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならない。

附則第4項中「附則第7項」を「附則第8項」に改める。

附則第7項の表に次のように加える。

附則第7項	第4条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等
-------	-----------------------------------	------

附則中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

- 7 第4条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第9条第8項の規定の適用については、認定こども園において通園を目的とした自動車を運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の子ども見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、通園を目的とした自動車を運行する認定こども園は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて同項の規定による子どもの所在の確認を行わなければならない。

議案第51号

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月22日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、利用乳幼児の安全の確保を図るために必要な措置等を講ずるとともに、他の社会福祉施設等を併設する場合の職員の配置基準を緩和し、衛生管理等について所要の改正をするためのものである。

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、同項に規定する家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて同項の規定による利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第52号

八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月22日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、利用者の安全の確保を図るために必要な措置等を講ずるとともに、非常時における対応の強化をし、衛生管理等について所要の改正をするためのものである。

八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八戸市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第53号

八戸市遺児入学卒業祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市遺児入学卒業祝金支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月22日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

祝金の受給資格を緩和し、小中学校の入学に係る祝金の額を引き上げるとともに、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市遺児入学卒業祝金支給条例の一部を改正する条例

八戸市遺児入学卒業祝金支給条例（昭和47年八戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「のない」を「が死亡した」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第3条中「次の各号に掲げる要件を備えている」を「当市に住所を有する」に改め、同条各号を削る。

第5条第1項第1号中「7,000円」を「10,000円」に改め、同条第2項中「年」を「日の属する年」に、「4月、」を「5月」に、「3月」を「4月」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第54号

八戸市子ども医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市子ども医療費給付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月22日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

子ども医療費の給付の対象となる保護者の所得制限を撤廃するためのものである。

八戸市子ども医療費給付条例の一部を改正する条例

八戸市子ども医療費給付条例（平成5年八戸市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号を削り、同条第3号中「乳幼児及び児童」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改め、同号を同条第1号とし、同条中第4号を第2号とし、第5号を第3号とする。

第3条第2項を削る。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の八戸市子ども医療費給付条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた療養の給付に係る医療費の給付について適用し、施行日前に受けた療養の給付に係る医療費の給付については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 改正後の条例の施行のために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

（八戸市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部改正）

- 4 八戸市ひとり親家庭等医療費給付条例（平成3年八戸市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「第2条第4号」を「第2条第2号」に、「同条第3号」を「同条第1号」に改める。

議案第55号

八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月22日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、障害児の安全の確保を図るために必要な措置等を講ずるとともに、障害児と保育所等を利用する児童を交流させる場合の従業者の配置基準を緩和し、児童福祉施設の長の権限の見直しに伴う所要の改正をするためのものである。

八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
の一部を改正する条例

八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年八戸市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 9 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八戸市条例第32号）第2条に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第7条に次の1項を加える。

- 9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第41条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第41条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第41条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第47条を次のように改める。

第47条 削除

第60条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第63条中「、第47条」を削る。

第68条に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第97条及び第102条中「第39条の2」の次に「、第41条の2」を加える。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第47条及び第63条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第41条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実

施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

- 3 改正後の条例第41条の3第2項の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて同項の規定による障害児の所在の確認を行わなければならない。

議案第56号

八戸市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月22日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

助産師修学資金を創設するとともに、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

八戸市看護師等修学資金貸与条例（平成21年八戸市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「おいて」の次に「助産師、」を、「又は准看護師」の次に「（以下「看護職員」という。）」を加え、「その」を「の」に、「看護師及び准看護師」を「看護職員」に改める。

第2条第1項第1号中「第3号及び第4号」を「第4号及び第5号」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同項第4号中「重症心身障害児施設」を「重症心身障害児入所施設」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「重症心身障害児施設」を「障害児入所施設（同法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設で、同法第7条第2項に規定する重症心身障害児に対して治療等を行うものに限る。次号において「重症心身障害児入所施設」という。）」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 医療法第2条第1項に規定する助産所

第2条第4項第2号中「次条第2号」を「次条第3号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 法第20条第1号に規定する学校及び同条第2号に規定する助産師養成所（以下「助産師養成施設」という。）

第2条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 この条例において「助産師」とは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第3条に規定する者をいう。

第3条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 助産師修学資金 市内の助産師養成施設に在学している者

第4条第1項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 助産師修学資金 月額36,000円

第7条第1項中「、法第20条第1号に規定する学校若しくは同条第2号に規定する助産師養成所」を削り、「看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）」を「看護職員」に改め、「当該看護職員の免許」の次に「（看護師修学資金の被貸与者が看護師養成施設を卒業後1年以内に保健師（法第2条に規定する者をいう。以下同じ。）又は助産師の免許を取得した場合にあっては、その免許（保健師及び助産師の免許を取得した場合にあっては、後に取得した免

許)。以下同じ。)」を、「取得後」の次に「(当該看護職員の免許を取得後引き続いて他の養成施設等に修学した期間又は病気その他やむを得ない理由の継続する期間がある場合は、当該期間の経過後。以下同じ。)」を、「、市内の特定施設」の次に「(助産師修学資金の被貸与者にあつては、第2条第1項第1号及び第2号に掲げる施設のうち診療科名中に産婦人科又は産科を有するもの並びに同項第3号に掲げる施設に限る。以下同じ。)」を加え、「その業務」を「の業務」に改め、同条第2項及び第3項中「その業務」を「の業務」に改める。

第8条第1項第2号中「その」を「の」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第57号

八戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月22日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

出産育児一時金の支給額を引き上げるためのものである。

八戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八戸市国民健康保険条例（昭和34年八戸市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万8千円」を「48万8千円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

議案第58号

八戸市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月22日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

新井田公園テニスコートの増設に伴い、貸切使用する場合の利用料金を改定するとともに、
すずかけ公園を設置するためのものである。

八戸市都市公園条例の一部を改正する条例

八戸市都市公園条例（昭和40年八戸市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の表に次のように加える。

すずかけ公園	〃 北白山台一丁目4番地
--------	--------------

別表第3の4の表中

6面1時間	2,810円	を	8面1時間	3,740円	に
6面1時間	1,560円		8面1時間	2,080円	

改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第59号

包括外部監査契約の締結について
包括外部監査契約を別紙のとおり締結する。

令和5年2月22日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結するためのものである。

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和5年4月1日
- 3 契約額 11,913,000円を上限とする額
- 4 契約者
 - (1) 住所 青森県弘前市大字城南五丁目3番地21
 - (2) 氏名 鈴木 崇 大
 - (3) 資格 公認会計士

議案第60号

青森県市町村総合事務組合への加入に関する協議について

別紙の規約により令和5年6月1日から青森県市町村総合事務組合へ加入することについて、
地方自治法第286条第1項の規定により協議する。

令和5年2月22日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第286条第1項の規定により、令和5年6月1日から青森県市町村総合事務組
合へ加入することについて協議するものである。

青森県市町村総合事務組合格約

青森県消防補償等組合格約（昭和26年青森県知事許可）の全部を変更する。

第1章 総則

（名称）

第1条 この組合は、青森県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第2条 組合は、別表第1に掲げる地方公共団体（以下「組合市町村等」という。）をもって組織する。

（共同処理する事務）

第3条 組合は、別表第2の下欄に掲げる組合市町村等に係る同表上欄に掲げる事務及び組合に係る同表第8号に掲げる事務を共同処理する。

（事務所の位置）

第4条 組合の事務所は、青森市新町二丁目4番1号に置く。

第2章 組合の議会

（議会の組織及び組合議員）

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は7人とし、次の各号に掲げる区域ごとに当該各号に定める数の議員をそれぞれ区域内の組合市町村等（市町村に限る。）の長が互選する。

(1) 市の区域 1人

(2) 町村の区域 6人

2 組合議員の任期は、2年とする。

3 組合議員は、組合市町村等の長の職を失ったときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

4 組合議員に欠員を生じたときは、速やかに補欠選挙を行わなければならない。

5 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議長及び副議長）

第6条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

第3章 組合の執行機関

（管理者及び副管理者）

第7条 組合に管理者及び副管理者1人を置く。

- 2 管理者及び副管理者は、組合市町村等の長のうちから組合の議会において選挙する。
- 3 管理者及び副管理者の任期は、2年とする。
- 4 管理者及び副管理者は、組合市町村等の長の職を失ったときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。
- 5 管理者は、組合を代表し、組合の事務を掌理する。
- 6 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会計管理者)

第8条 組合に会計管理者1人を置く。

- 2 会計管理者は、管理者の補助機関である職員のうちから、管理者が命ずる。

(事務局及び機構)

第9条 組合に事務局及び市町村税滞納整理機構を設け、事務局長及び機構長その他の職員を置く。

- 2 前項の職員は、管理者が任免する。

(監査委員)

第10条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、組合議員及び知識経験を有する者のうちからそれぞれ1人を管理者が組合の議会の同意を得て選任する。

- 3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期によるものとし、知識経験を有する者のうちから選任される者にあつては2年とする。

(選挙管理委員会)

第11条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和31年政令第221号)第14条第2項に規定する選挙管理委員会は、教育委員会委員長の属する市町村の選挙管理委員会とする。

第4章 組合の経費

(経費の支弁の方法)

第12条 組合の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 組合市町村等の負担金
- (2) 組合の財産から生ずる収入
- (3) その他の収入

(負担金)

第13条 前条第1号に定める組合市町村等の負担金の金額及び分賦方法については、条例で定

める。

第5章 雑則

第14条 この規約の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の際現に青森県消防補償等組合の議会の議員の職にある者は、第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成19年11月30日までの間、引き続き組合議員として在任するものとする。

3 この規約の施行の際現に青森県消防補償等組合の組合長又は副組合長である者は、第7条第2項の規定により管理者及び副管理者に選挙されたものとみなす。この場合において、その選挙されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成19年4月30日までとする。

(事務の承継)

4 組合は、平成19年3月31日をもって解散する青森県市町村税滞納整理組合の事務、青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合の事務（青森県市町村職員退職手当組合に係るものを除く。）及び青森県自治会館管理組合の事務を承継する。

附 則（平成19年7月18日青森県指令第1868号）

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年8月1日青森県指令第1766号）

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成22年8月10日青森県指令第1781号）

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成24年2月8日青森県指令第280号）

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日青森県指令第1168号）

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年1月18日青森県指令第81号）

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月26日青森県指令第1537号）

この規約は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成26年3月14日青森県指令第610号）

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月4日青森県指令第198号）

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年8月4日青森県指令第1675号）

この規約は、平成27年9月1日から施行する。

附 則（平成29年2月7日青森県指令第339号）

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日青森県指令第894号）

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日青森県指令第851号）

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日青森県指令第854号）

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日青森県指令第614号）

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月20日青森県指令第1523号）

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行し、令和3年7月1日から適用する。

附 則（令和 年 月 日青森県指令第 号）

この規約は、令和5年6月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鱈町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、中部上北広域事業組合、弘前地区環境整備事務組合、黒石地区清掃施設組合、西北五環境整備事務組合、三戸地区環境整備事務組合、西海岸衛生処理組合、西北五広域福祉事務組合、上北地方教育・福祉事務組合、五所川原地区消防事務組合、弘前地区消防事務組合、一部事務組合下北医療センター、八戸地域広域市町村圏事務組合、下北地域広域行政事務組合、鱒ヶ沢地区消防事務組合、十和田地域広域事務組合、津軽広域水道企業団、田子高原広域事務組合、久吉ダム水道企業団、八戸圏域水道企業団、青森地域広域事務組合、北部上北広域事務組合、津軽広域連合、つがる西北五広域連合、青森県後期高齢者医療広域連合

別表第2（第3条関係）

共同処理する事務	組合市町村等
<p>1 消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項の規定による非常勤消防団員に対する損害補償に関する事務</p> <p>2 消防法（昭和23年法律第186号）第36条の3の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に対する損害補償に関する事務</p> <p>3 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する事務</p> <p>4 水防法（昭和24年法律第193号）第45条の規定による水防に従事した者に対する損害補償に関する事務</p> <p>5 消防組織法第25条の規定による非常勤消防団員に対する退職報償金の支給に関する事務</p> <p>6 消防職員及び消防団員に対する賞じゅつ金の支給に関する事務</p> <p>7 消防組織法第24条第2項の規定による非常勤消防団員に対する福祉事業に関する事務</p>	<p>黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鱈町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、中部上北広域事業組合、五所川原地区消防事務組合、弘前地区消防事務組合、下北地域広域行政事務組合、鱒ヶ沢地区消防事務組合、十和田地域広域事務組合、北部上北広域事務組合</p>
<p>8 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び第70条の規定に基づく議会の議員その他非常勤の職員（財産区議会の議員及び財産区管理委員を含む。）の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務</p>	<p>黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鱈町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、中部上北広域事業組合、弘前地区環境整備事務組合、黒石地区清掃施設組合、西北五環境整備事務組合、三戸地区環境整備事務組合、西海岸衛生処理組合、西北五広域福祉事務組合、上北地方教育・福祉事務組合、五</p>

	所川原地区消防事務組合、弘前地区消防事務組合、一部事務組合下北医療センター、八戸地域広域市町村圏事務組合、下北地域広域行政事務組合、鱒ヶ沢地区消防事務組合、十和田地域広域事務組合、津軽広域水道企業団、田子高原広域事務組合、久吉ダム水道企業団、八戸圏域水道企業団、青森地域広域事務組合、北部上北広域事務組合、津軽広域連合、つがる西北五広域連合、青森県後期高齢者医療広域連合
9 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）に基づく公立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償に関する事務	黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
10 市町村税等の滞納整理に関する次の事務 イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第14号に規定する地方団体の徴収金並びに国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第76条に規定する保険料及び第79条第3項に規定する延滞金につき、督促状で指定する期限内に納付又は納入しない者に対する滞納処分の実施に関する事務 ロ イの滞納処分に係る徴収金の当該市町村への還付に関する事務 ハ その他納税の普及徹底等に関する事務	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
11 青森県自治会館の設置、管理及び運営に関する事務	平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村